

令和7年度第3回光警察署協議会会議録

開 催 日 時		令和8年2月12日（木） 午後3時00分から午後4時20分までの間
開 催 場 所		光市中央2丁目1番14号 光警察署3階 大会議室
出席者	委 員	平田委員、富谷委員、長田委員、北村委員、田中委員 市山委員、山田委員 計7名
	警察署	署長、次長、警務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長 刑事課長、交通課長、警備課長、 計9名
議 題		1 業務説明 2 協議 「大規模自然災害に備えた諸対策の推進」
1 会長挨拶 本日は、ご多忙の中、令和7年度第3回光警察署協議会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。 光警察署の皆様におかれては、末梢署長をはじめ、署員の皆様方には平素から光市、熊毛地区の安全・安心を確保するため、献身的に活動していただき、心より感謝申し上げます。 さて、本日は「大規模自然災害に備えた諸対策の推進」について諮問事項となっている。 私は、防災士として地域の防災意識高揚に取り組んでおり、昨年10月に上島田小学校で行われた山口県主催の人命救助訓練にも参加した。この訓練には、光警察署からも住民の避難誘導にパトカーなどが参加しており、大規模自然災害が発生したときには警察・消防・自治体など関係機関が連携して対応することが重要であると感じている。 大規模自然災害は、ひとたび発生すると、社会や市民生活に大きな影響を及ぼし、元の生活に戻るまでに多くの時間が必要となる。今年も新年早々に島根県東部を震源とする地震が発生したが、南海トラフ地震が発生した場合、光市では震度5強、津波は発生から116分後に高さ3.6メートルの津波が押し寄せるこ		

とが想定されている。

また、光市では、平成30年7月の豪雨災害で、周防地区や三井地区では、島田川が氾濫して多くの家が浸水被害にあったほか、各所で土砂崩れなどの災害が発生して、大きな被害が発生した。

このような大規模自然災害に備えて警察がどのような取り組みを行っているのか、しっかりと説明を聞いた上で、市民の防災意識を高めるための良い方法など、我々の視点から、何をどうすればいいのか、英知を結集し、協議していきたいと考えているので、忌憚のないご提言をお願いします。

2 署長挨拶

(省略)

3 業務説明（署長）～令和7年中の業務推進状況

- (1) 刑法犯認知・検挙状況
- (2) うそ電話詐欺認知・検挙状況
- (3) SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺認知・検挙状況
- (4) 警察安全相談受理状況
- (5) 遺失届・拾得届取扱い状況
- (6) 110番件数
- (7) 交通事故発生状況

4 諮問事項

- (1) 説明

大規模自然災害に備えた諸対策の推進について、警備課長が説明した。

- (2) 協議

(委員)

平成23年3月の東日本大震災が発生した当時、私は小学校のPTA会長としており、小学校の校長に「光市でも津波が来るから児童を早く避難させないといけない」と話したところ、当時の校長は「津波は他所の話であり、ここには絶対来ない」、「ここでは自分が生まれてこの方、津波が来たことはない」と言われ、避難の必要性を訴えるためには、肩書が必要であると感じた。

自治会の自主防災組織から、防災士として適任推薦を受けて、市の資格取得制度を利用して防災士資格を取得した。防災士の肩書があれば、防災の話をしていても耳を傾けてもらえると思ったので、資格を取得した。

防災は「自助・共助・公助」しかなく、まずは自助、自分の身は自分で守るこ

と。私は不動産業を営んでいるので、物件の説明をする時には、土砂災害警戒区域の説明をしている。他には、津波や高潮等、ハザードマップに基づいて、この場所はこういった区域に入っていると説明をしないといけない。

まず、自分が住む家が何の区域に当たるのか、土砂災害警戒区域なのか、水害への警戒区域なのか、一人ひとりが自分の中で認識することが大事である。

次に、周りの人が防災への意識を持っているか、実際に災害が発生した際、避難場所はどこか、そこは避難場所として適切なのか、どういう経路を通して避難するのかを認識することが、自助・共助の始まりである。

自治会単位で避難訓練を行っている地域はあるが、東日本大震災の記憶が時間と共に風化しており、各学校の避難訓練は減っているのではないかと感じているので、防災について働きかけていくことは重要である。また、避難経路に高さ1、2メートル以上のブロック塀がある箇所など、ブロック塀の状況を把握しておく必要がある。昔、どこかの地震で、小学生がブロック塀の下敷きになって亡くなるという事例があった。子供達と避難する時に、そういう場所を通行することが果たして安全なのか、自分の目で確かめ、危険箇所として認識、把握する必要がある。

つい最近までは、各地域で防災訓練や避難訓練を行っていたが、果たして現在も継続されているのかを知っておくべきである。最終的には、警察、消防など公共機関の助力も得ないといけないが、まずは「自分の身は自分で守る」次に「周り助け合って身を守る」という意識を付け、話を進めていかないといけない。平成30年の豪雨災害では、避難情報が出て、避難所が開設されたときに、公民館に避難したのは、私達家族だけであった。

皆「自分が住むところは大丈夫だ、安全だ」と思い込んでいる。平素から災害、防災への意識付けを図ることが大事であると考えている。

(委員)

私も、日頃から「災害が発生したら危ないから早めに逃げろ。逃げれば、命さえあれば何とかなる」と子供達に話している。

(委員)

阪神淡路大震災の時、夫の仕事で三重県に住んでいたが、地震が発生して大きく揺れた時、とっさに自分がとった行動が、両脇にいた子供を抱えて、なぜか押入れに入ったことだった。当時は社宅に住んでいたが、関東地方に住んでいたことのある方から「私はまず窓を開けて、外に逃げる出口を確保した」という話を聞き、自分のとった行動が恥ずかしくなった。とっさにどういう行動をとるか、災害が発生した状況や時間で違ってくると思う。「災害が発生したら、何を持って逃げたらいいか」等、日頃からの訓練が大事だと感じた。

私達は、4年前に子ども食堂を立ち上げ、毎回150食の弁当を作っているが、米などの物資をコミュニティセンターに保管しており、私達は何かあった際でもカ

セットコンロや鍋でご飯を炊いてお弁当を作ってあげられるので、日頃から訓練をしているようなものだと感じる。

(委員)

私は災害については全くの素人で、光市で生まれ育って50数年の間、災害で恐ろしい目に遭ったことがなかったため、正直な話、災害や防災について意識することがなかった。そのため、避難場所さえ、未だに分からない。誰に従えばいいか、避難場所、避難経路、避難の際に持ち出す物や着衣等、日頃から意識し、今までの話を聞いて情報共有しておかないと、災害時にはひとたまりもないと感じた。

(警備課長)

地域ごとにハザードマップが作成されており、警戒区域や避難場所が示されているので、災害時はもとより、平素からの備え、情報共有に活用していただきたい。

(委員)

平素から、防災に必要な情報を共有する時間が必要であると思う。我が家では、災害時に備え、水やカップ麺は大量に買い込んでいる。

(委員)

自分が居住するエリアの歴史を知ること、防災上大事である。

先ほど話した小学校の校長が、児童に防災教育をすることとなり、私もそのお手伝いをして光市の災害について勉強したが、本当に一度も津波が来たことがないのかと言えば、実は過去に津波が来ている。1850年代の安政の大地震の時、周防大島では、津波が15メートル以上遡上し、タコが引っ掛かった生垣があるとの記録が残っており、その記録に基づいて、周防大島では現在も避難訓練を行っている。

室積地区の歴史の中では、街中で大火が発生しており、文献が焼失してしまっているが、伝承によれば、安政の大地震の時、早長八幡宮の鳥居にタコが引っ掛かっていたと伝わっている。実際に色々と土質を調査すると、そこに海の砂があるとか、溜池の中に海の砂が入っている等色々な話が出てくると思う。

どこの地域でも、実際には地震をはじめ、自然災害が発生している。光市内を流れる島田川は度々氾濫している。過去の歴史を知することは防災上、大事である。

(委員)

私が住む地域で何かあった時は、消防士や消防団の方が来てくれており、今回の協議のテーマを知って一番最初にイメージするのが消防士や消防団であった。

私の長男が高校生の時に、大雨で山陽本線の光駅手前で崖崩れが発生したことがあった。崖崩れの前日では電車が遅れ、子供達が遅くに帰宅したが、もし1日早く崖崩れが発生していたら長男も巻き込まれていた可能性があり、後で考える

と怖くなった。

昔は数十年に1回あるかないかの大災害が、今では各地で毎年のように発生している。災害時は水とガスコンロと米があれば、2、3日はしのぐことができると思うので、大雨などが降るとなれば、まずガスコンロを買わないといけないと考えている。また、私達は近所同士で仲が良いので、何日間かはお互いに非常食を食べていければよいと思っている。

私が民生委員、児童委員を務めていたころ、研修で広島に行ったことがあるが、その時に参加した人から「地震はテレビで見て知っていたが、まさか自分が住んでいるところで本当に起こるとは思っていなかった。危ないと思った時には、とっさに体が動かず、避難ができなかった」という話を聞いた。

災害のレベルによっては、自分で必要なもの全てを持ち出さないといけないが、私の父親は高齢のため、全てを持ち出すことはとても不可能なので「家でじっとしていてね」と話したことがある。他には、何を基準に弁当や軽食が配布されるのだろうかという話が出たが、民生委員の会議の時に初めてその基準が分かった。一度でも避難をしたことがある方は「避難する時は、まず薬を持って行く」と考えることができるが、初めて避難される方は、色々大変であると思う。高齢者の方が増えているので、そうした方への対策は、どの機関が音頭を取って進めていくのか気になっている。

(委員)

高齢者の避難は本当に大変である。警戒レベル3は高齢者に対して発出する。レベル3の時点であれば、まだ時間に余裕があり避難も出来るが、大雨特別警報が発令されると、この時になって高齢者を避難させるのは難しいので、市の方で高齢者の方に早めの避難を呼びかけている。

警戒レベル3では、弁当や水の配給はないので、自分で食料を持って出ないといけないが、とにかく早めの避難が大事である。何かあってからでは遅い。

(委員)

私は現在消防団に所属して、水道局が職場であるため、災害対策にも関わっている。少しお尋ねしたいのだが、土砂災害の時、救助は消防が行うイメージがあるが、ニュースを見ると、警察も状況によっては自衛隊も救助に携わっている。実際のところ、そういったケースでの線引きは存在するのだろうか。110番すれば警察、119番すれば消防が対応するのだと思うが、実際の線引きがどうなっているのか教示願いたい。

(警備課長)

災害発生を最初に認知したのが警察であれば、当然、消防などとも情報共有を図

っていく。警察の強みは、他の機関よりも一番最初に現場に行き、初動対応ができることなので、対応能力を向上させ、いかに初動対応を展開していくか、常に考えている。

ただし、警察単独での対応能力には限度があり、消防など他機関と連携していく必要がある。また、警察署にある装備品では対応能力に限度があるので、初動対応は警察署で行うが、大規模災害の場合は、警察本部の機動隊や自衛隊と一緒に活動している。警察署は初動対応を出来る範囲で行っていくというスタンスである。

(委員)

指揮命令系統上、警察や消防に指示する「大ボス」は存在するのだろうか。

(署長)

いわゆる「大ボス」は存在しない。災害の規模にもよるが、災害に関する情報は、警察・消防・自衛隊で共有している。災害が発生すれば、現場指揮所を設置するが、そこに警察等の機関が入って情報共有を行っている。災害の被害情報に基づき、相互に協力しながら救助活動などを行っている。

そのため、ここまでは警察、ここまでは消防、自衛隊という線引きはない。

(委員)

災害発生時は、全ての機関が一致協力して対策を行っており、指揮を執ることは確かに大事だが、特に指揮系統は決まっていない印象がある。

(署長)

大きな方針が決まれば、それぞれの機関の指揮系統によって、できることを行っている。

(委員)

平時であれば、災害対策の最高責任者は市長である。

(警備課長)

災害発生時には、各機関がリエゾンを置き、災害対策上必要な情報の共有を行っている。

(委員)

災害対策は、それぞれの機関、立場での切り口があると思うし、自治体単位でも対策を進められていると思う。警察にしか出来ない災害対策といえば、避難場所の防犯パトロールであり、これは消防や自治体には出来ないことだと考えている。人命救助は、皆で協力して対応されると思うが、人命救助を優先するのは大前提として、例えば防犯パトロールのほか、避難所に行って「家を空けても、私達がパトロールするので安心してください」という広報を行うなど、警察にしかできない、警察だからできる災害対策をPRしていくべきだと思う。

(警備課長)

自宅を空けた時の防犯広報は、非常に参考となったので、今後の災害対策に取り入れていきたい。

(委員)

熊毛地区では、平成30年の豪雨により岩徳線の盛土が流失し、約2か月運休となったことがあった。

地域では、自治会ごとに防災訓練を行っているが、思うように人が集まらないことが気になっている。

また、私は地区のコミュニティセンターにも関わっており、災害発生時に備え、一人暮らしの方や、家族世帯でも身体が不自由な方がおられる世帯には、救助のため、家の中の見取図や、普段どこにその人がおられるのか、という情報を提供していただくよう依頼しているが、個人情報等の壁があり、これもなかなか協力が得られない。色々と対策を講じてはいるが、自治会単独での対策は厳しいと感じている。市が直接住民に呼びかけるのと、自治会やコミュニティセンターから呼びかけるのと、どちらが良いか悩ましいところである。

(委員)

自治会の自主防災組織の話を補足したい。私が連合自治会長の時にしたことであるが、高齢者を避難させる際、避難介助が必要な方について「こういう避難情報が出た時には避難させて欲しい」と、自治会宛てに要介助者の名簿を作成して届けたことがある。これは先ほど話した共助に当たることだが、徐々に高齢世帯が増えて、車の運転や避難すること自体が困難になっているので、自治会宛てに名簿を送ることが大事だと思う。もし、そういうことをされていないのであれば、自治会等で提案されてはいかがだろうか。

(委員)

私達も自主防災組織の中で色々と試みているが、個人情報の壁があり難しい。

(委員)

周防地区で平成30年に豪雨災害があったが、その時、高齢者は避難しなかった。周防地域福祉協議会で、介助が必要な高齢者がいる世帯をマップに落として、災害の時に高齢者を助けに行く仕組みを作ったが、実際には動いていない。

もう8年になるが、当時、周防地区は土砂崩れが53件、床上浸水が74件、床下浸水が72件発生し、大きな被害が出ており、私の家も浸水した。

災害発生時、自治体や警察で何か連携をしているだろうか。また、連携を図るための仕組みは考えているだろうか。

(警備課長)

災害発生時には、災害警備本部を設置するが、当然、自治体との情報共有を行っている。災害を認知しているか否か、避難所の開設状況や、どこに避難されているかという情報を、相互に情報共有しながら、実際に災害を認知すれば共同して対応するという取組を行っており、消防などと情報共有を図っている。

(委員)

先ほど見せていただいた、平成30年の豪雨災害のスライド中にあった写真の場所は、私の自宅の近所であり、この時は道路上で水深45cmまで冠水した。この時は消防団を招集して活動し、7月7日には消防団を撤収させたが、翌日の午前5時に再招集することとなり、あっという間に道路が冠水した。この時の経験から、早めの避難が大事であると考えている。

去年は警戒レベル3が1回だけ発令されたが、災害発生時、光署ではどのような体制を取っているのだろうか。

(委員)

警報が発令されると、警察署員は待機がかかり、大雨や大雪警報が出ても待機になると聞いており、1月2日に大雪警報が発令された時にも、待機がかかったと聞いている。

当時は、道路交通状況もかなり酷いものだった。

(委員)

2月8日の道路好通状況もかなり酷かったのではないかな。

(警備課長)

そのとおり。雪のため色々と混乱が生じた。

(委員)

その日は、火災も発生していた。

(委員)

数日前、大きな事故があったが、光警察署管内か下松警察署管内のどちらだったか。その事故で丸一日通行止めとなっていたが。

(交通課長)

お尋ねの事故は、下松警察署管内発生で、国道2号で発生した。

(委員)

近所の方から「災害発生時に、市役所に電話するのか、警察に電話するのか、消防に119番通報すべきか迷ってしまう」と相談されたことがある。私は災害時、その人の救助を担当することとなっているが、大雨警報が出ても救助に向かうほどの状況ではない、微妙な状況だったため「どこに言えば良かったのか」と尋ねられた。その方は結局、市ではなく、自治会長に連絡されたそうだが、そういう時、ど

ここに言うべきなのだろうか。

(警備課長)

災害が発生した際、警察署に通報をもらえれば、消防などと情報を共有するが、避難所への避難となれば、市役所になると思われる。動けない方がおられて、避難を要するということであれば、警察でも対応する。

(委員)

その時には、行政が救助に来てくれるのだろうか。

自分も避難しないといけない状況で、動けないお年寄りを助けに行くこと果たしてできるのだろうか。

(委員)

その前段階である警戒レベル3の時に、高齢者の避難準備情報が出る。まだ動ける時に避難所が開設されていれば、そこに届けるという意味である。災害が酷くなってから助けに行かなければならないというのは、そもそも話が違う。そうではなく、災害が酷くなる前にお年寄りに避難してもらうということである。

(委員)

警戒レベル3は、高齢者を避難させるために早めに発令するものである。その時に避難していただければ問題はない。

(委員)

そうした連絡は、防災無線で行っている。

(委員)

例えば「もう逃げない、ここで死ぬ」と避難を拒む人がいたら、どうすべきだろうか。 いろんな災害の話を聞くと、住んでいた家が崩れて、住むところを失うと、高齢者の方は、精神的ショックで亡くなる方が多いように思う。そういう話はメディアでも言わない。自分も逃げないと命が危ない状況で、このように自ら人生を捨てようとしている人まで助けるべきなのだろうか。

(委員)

是非、助けていただきたい。

(委員)

避難後に、避難所生活によるストレスで体調を崩したり、亡くられる方もいるが、救助して少しでも長く生きてもらえる方が良い。

5 諮問事項以外の意見・要望

(委員)

防災無線があると思うが、詐欺被害無線を行うと良いのではないか。

(生活安課長)

県内の自治体では、うそ電話詐欺が多発した時には、防災無線を活用させていただき取り決めをしているところがある。ここ数年、光市に対しても、我々から防災無線を使わせて欲しいと要望を出させていただいているが、防災無線使用の要件が決まっており、その要件を満たさないと難しいという回答をいただいている。

ただし、詐欺の発生状況を鑑みて、繰り返し説明して、四六時中は難しくとも、光署管内で被害が確認できた時や、県内で新しい手口での発生が見られた際には、防災無線を活用させてもらえるよう、防災危機管理課に申出を行っているところである。

6 次回開催予定

次回の会議日程については、別途、調整することとした。